

6. 在宅サービスについて

(1) 訪問介護について

① サービス提供責任者について

介護員養成研修課程の見直しにより、本年4月より、「介護職員初任者研修課程」(以下「初任者研修課程」という。)を創設することとなったところであり、「介護職員基礎研修課程」「訪問介護に関する1級課程」(以下、「1級課程」という。))「訪問介護に関する2級課程」(以下、「2級課程」という。))を修了した者については、初任者研修課程を修了したとみなされることとなった。これに伴い、サービス提供責任者の取扱いが以下のとおりとなるのでご留意いただきたい。

ア 初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となるには、これまでの2級課程修了者と同様、3年以上の実務経験を要件とする。ただし、介護職員基礎研修課程及び1級課程修了者については、これまでどおり実務経験を要件としない。

イ 看護師等の資格を有する者はこれまで1級課程を免除することが可能とされていたことから、サービス提供責任者になるには、これまでどおり実務経験を要件としない。

ウ 2級課程修了者を対象としていたサービス提供責任者の配置に係る減算については、初任者研修課程修了者とみなされる者のうち、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、看護師等は対象としない。

エ 特定事業所加算の算定要件として、訪問介護員等のうち、介護福祉士等の占める割合が要件とされているが、これまでどおり、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、看護師等を対象とする。

なお、関係告示等については年度内にお示しする予定である。

また、2級課程修了者をサービス提供責任者として配置している事業所は、当該サービス提供責任者が介護福祉士等の資格を取得することが確実に見込まれるものとして届出をした場合に減算の対象としないこととしていたところであるが、本経過措置については平成25年3月31日をもって終了するので、事業者等への周知等をお願いしたい。

② 生活援助の適切なサービス提供について

訪問介護の生活援助に係る報酬算定については、平成24年度介護報酬改定において時間区分の見直しを行ったところであるが、一部に全てのサービスを「45分未満」で提供しなければならないかのような誤解をされている面があるが、見直し後においても、時間区分「所要時間45分以上」があるため、これまで行われていた60分程度のサービスを実施することは可能である。改めて、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づくサービス提供について周知をお願いしたい。

(2) 短期入所生活介護における緊急短期入所の受入に関する調査結果について

短期入所生活介護については、緊急時の円滑な受入れを促進する観点から、平成24年度介護報酬改定において、一定割合の空床を確保している事業所の体制や、居宅サービス計画に位置づけられていない緊急利用者の受入れを評価するための加算（緊急短期入所体制確保加算、緊急短期入所受入加算）を創設し、昨年12月、自治体の協力を得てその取組状況の調査を実施したところである。

その結果概要については、以下のとおりである。

<調査結果概要（暫定版）>

①調査概況

- ・ 調査対象：257 事業所（平成 24 年 10 月 1 日～31 日の 1 ヶ月間に緊急短期入所体制確保加算を算定した全ての事業所）
- ・ 回答数：92 事業所（H25.2.12 時点）
- ・ 回答率：35.8%

②調査結果の概要

a 空床確保と緊急利用の状況

- ・ 緊急用ベッドの確保
延べ 2,933 床を確保（→ 1 事業所 1 日当たりで約 1 床）
- ・ 緊急の利用の発生
70 の事業所（76.1%）において緊急利用が発生
- ・ 緊急の利用者の状況
212 回の緊急利用が行われた。
（→ 1 事業所 1 ヶ月当たりで約 2.3 回）
- ・ 緊急用ベッドの利用率
37.0%（2,933 床のうち 1,086 床が緊急として利用された）

b 利用者の状況

- ・ 緊急短期入所利用者が 1 回当たりに入所した日数については、約 4 割の方が 3 日以内と、比較的短期間の利用が多い。
- ・ 緊急短期入所の理由については、家族等の体調悪化が約 4 割と最も多く、家族等の冠婚葬祭は約 1 割。
- ・ 緊急短期入所の申込み日については、当日又は前日が約半数となっている。

c 事業者の状況

- ・ 緊急の利用を望む者はどこの事業所に空床があるか分からないので、市町村単位主導での緊急短期入所の受入状況が分かる窓口設置を望む。

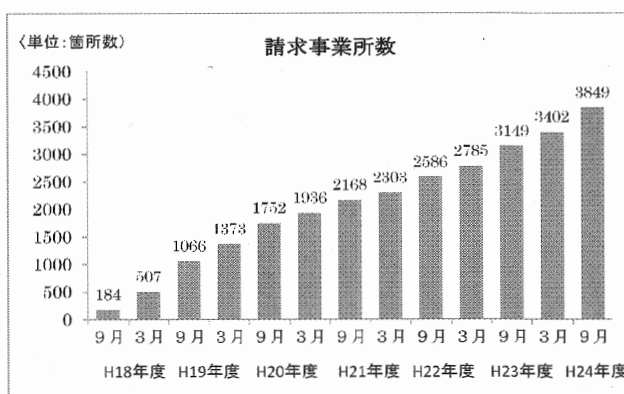
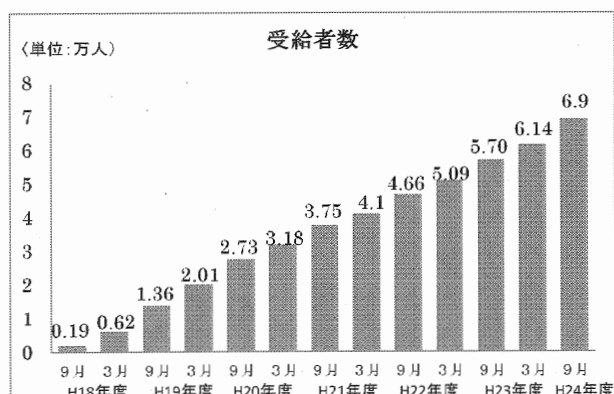
上記調査結果概要のとおり、緊急利用のための体制を確保した事業所数は未だ少なく、緊急利用への対応が進んだとはいえない状況である。こうしたことから、各自治体においても、緊急体制の確保について更なる体制整備を

お願いしたい。

については、今後の検討に向け、来年度、市町村単位での短期入所生活介護事業所の設置状況や利用状況等について調査を予定している。詳細については追って連絡するので、その際は協力をお願いしたい。

(3) 小規模多機能型居宅介護について

小規模多機能型居宅介護については、中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支える観点から、単なる訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の組合せではなく、利用者の状態に応じて、通い・訪問・泊まりのサービスを柔軟に組み合わせて提供することにより、在宅高齢者への24時間365日の支援を行うため平成18年に創設された。それ以降、制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいております、平成24年9月現在、利用者数は約6.9万人、事業所数が3,849箇所となる等、着実にその普及が進んでいる。



平成24年度報酬改定においては、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスの一つとして位置付け、本サービスのさらなる推進を図る観点から、一定程度の規模を確保し、経営の安定化を図りつつ、利用者にとっ

て身近なサービス利用が可能となるよう「サテライト型事業所」を創設し、

① 宿直職員や看護職員について、本体事業所からの支援を受けられる場合に置かないことができる

② サテライト事業所の利用者が、本体事業所からの訪問サービスや本体事業所の宿泊サービスを利用することができる

などの要件の緩和を行ったところである。

なお、サテライト型事業所においても、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の交付対象としているのでご活用いただき、小規模多機能型居宅介護の趣旨をご理解いただき、管内市町村への周知など今後の推進へのご協力をお願いします。